



出生前のお子さまの保育所等利用申請のご案内

4月一次申請に限り、出生前のお子さまの利用申請を受け付けています。4月1日に生後57日(8週間)に達しているお子さま(令和8年2月3日(火)までに出産しているお子さま)が対象となります。

通常の方と同様の申請方法で利用申請したうえで、お子さんがお生まれになった後、出生後14日以内に「出生後届出書」を申請した区の区役所こども家庭支援課に提出してください(郵送の場合は必着)。

令和8年2月10日(火)までに提出がなかった場合、給付認定・利用調整の対象外となるため、必ず期日までにご提出ください。期日までの提出が難しい場合、お早めに区役所こども家庭支援課にご相談ください。

【一次利用調整の対象となる場合】

令和7年11月6日(木)までに申請しており、令和8年2月3日(火)までに生まれ、令和8年2月10日(火)までに「出生後届出書」を提出した児童

※1 出生後14日以内に「出生後届出書」を提出してください。ただし、令和8年1月28日から2月3日までに出生した場合は、令和8年2月10日までに「出生後届出書」を提出してください。

※2 申請には、母子健康手帳のコピー(「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」)が必要です。

【一次利用調整の対象となる場合】

① 11月6日(木)までに申請をしていない。

② 11月6日(木)までに申請し、2月3日までに生まれたが、「出生後届出書」を提出していない。
※ 2月10日までに「出生後届出書」を提出しなければ、利用調整の対象になりません。

③ 2月4日以降に生まれた。
※ 申請をしていても、一次利用調整の対象にはなりません。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

【申請をしたが、その後、利用を希望しなくなった場合】

速やかに申請をした区の区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

【当初の利用申請をオンラインでされた方】

以下のウェブサイト(マイナポータル)から、「出生後届出書」をオンラインで提出することも可能です。別途、「出生後届出書」を作成し、PDFファイル等にデータ化した上で、アップロードしてください。

<追加書類や申請内容変更提出用のフォーム(マイナポータル)のウェブサイト>

<https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?QS9vdqgEmsLPPcsBE8pXS6RcdjdDJ+5hyLJDmLp40GCn0f7G+NvUAEEDuMIs88yZoV/ojSXa5GqSu41t5So2UkXH6Myh0jw25Ea08Jt58TsawR4vEgbeiPwEe0k0EVozYEQcH20cRxOnLaHkT1QmEQ==>



※利用申請した際のフォームとは異なります。また、マイナンバーカードによる電子署名が必要です。



お問い合わせ先：
申請をした区の区役所こども家庭支援課